

地域協働推進事業費補助金の創設について

平成25年度予算において、地域ぐるみの利用促進に係る取り組みに要する経費について、一定の要件の下で支援することができる「地域協働推進事業費補助金」を創設する。（地域公共交通確保維持改善事業の一環）

趣 旨

持続可能な地域公共交通体系を構築するためには、地域の関係者が協働・連携しながら確保・維持に向けた取り組みを推進する必要。

→特に、地域ぐるみによる利用促進が必要かつ効果的であることから、これに係る取り組み及び公共交通サービスの情報提供等に要する経費等について、一定の要件の下、国が補助できることとする。

地域協働推進事業

地域ぐるみ（行政、事業者、住民、地元商店街等）による利用促進、公共交通サービスの情報提供等、地域公共交通の確保・維持に向けた取り組みの継続的实施

地域協働推進事業費補助金の概要

◇補助要件：

① 事業の実施に関する事項を記載した計画（地域協働推進事業計画）が、国から認定を受けていること

※事業の実施について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通総合連携計画」に位置づけること等が必要。

② 補助を受けようとする法定協議会の市町村の区域内において、地域公共交通確保維持改善事業を活用した地域公共交通の確保に向けた取組が行われていること。

◇補助対象経費：

公共交通サービスの情報提供等、地域ぐるみの利用促進に係る取り組みに要する経費（次ページ参照）

◇補助率：1／2

◇実施期間：最大2年間

◇補助対象事業者：法定協議会（※） ※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会をいう。

地域協働推進事業について

地域協働推進事業費補助金の支援対象

地域協働推進事業費補助金の補助対象イメージは以下の通り。
(複数事業を組み合わせて実施することも可能。)

補助対象事業のイメージ

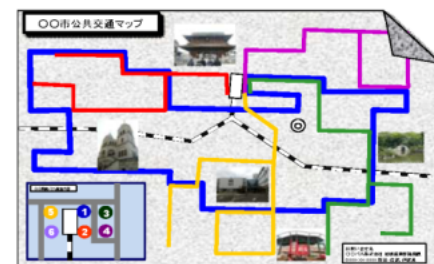
【内は関係者のイメージ】



①モビリティマネジメント実施
【自治体・交通事業者・住民・学校等】



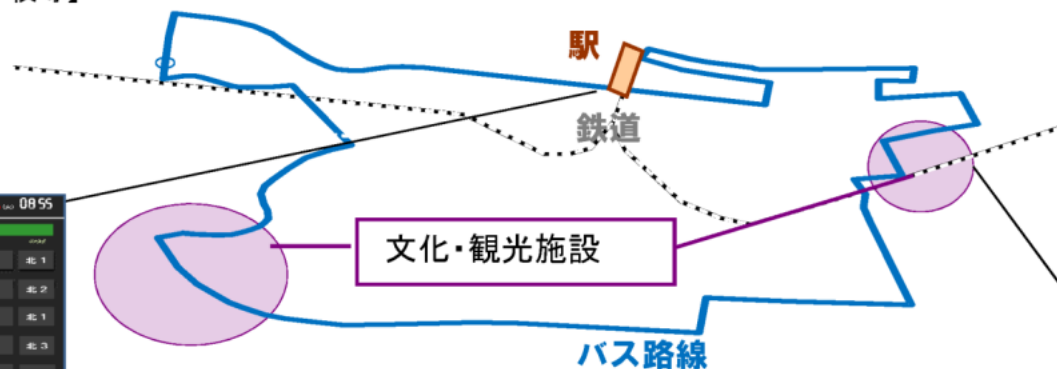
②地域ワークショップ開催
【自治体・交通事業者・住民等】



③公共交通マップの作成
【交通事業者・自治体等】

〇〇交通バス乗車案内				04月06日 08:55			
乗車時刻表				乗車時刻表			
東口				西口			
時刻	バス	乗車	降車	時刻	バス	乗車	降車
10:40	3	山門台	南2	10:38	7	〇〇公園	北1
10:43	3	山門台	南5	10:48	3	〇〇公園	北2
10:51	2	山門台	南4	10:55	2	〇〇公園	北1
10:56	8	山門台	南1	11:06	3	〇〇公園	北3
11:01	3	山門台	南3	11:21	2	〇〇公園	北2
11:12	2	山門台	南4	11:33	7	〇〇公園	北1

④乗換情報の提供【交通事業者等】



⑤企画切符の発行【交通事業者等】

※1 モビリティマネジメント:過度に自動車に頼る状態から公共交通などを「かしこく」使う方向へと転換することを促す取組み
(広報や情報提供による啓発活動等)

※2 割引運賃の設定に伴う減収分の補填については、含まない。

地域協働推進事業について

★旭川市において、地域協働推進事業を活用するための要件の整理

✓ 地域公共交通総合連携計画の策定

※連携計画に協働推進事業の概要を入れる

※地域協働推進事業は「地域ぐるみ」で実施する構図

※旭川市地域公共交通会議を地域公共交通活性化再生法に基づく協議会での議論と同様として、二法合同会議へ移行する

✓ 地域公共交通総合連携計画の届出

✓ 地域協働推進事業計画の作成・認定

✓ 補助金交付申請